

処方箋の一般名処方について

当院では、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

当院では、ジェネリック医薬品がない場合等を除き、『一般名処方』の処方箋を発行する場合があります。

『一般名処方』により、医薬品の供給不足が生じた場合であっても、必要な医薬品が提供しやすくなります。一般名での処方についてご不明な点などありましたらご相談下さい。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。



『一般名処方』とは

お薬の商品名ではなく、有効成分を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者さまに必要なお薬が提供しやすくなります。